

## 加古川市シルバー人材センター補助金交付要綱

令和8年3月11日  
産業経済部長決定

### (趣旨)

第1条 市は、高齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実と福祉の増進を図るため、公益社団法人加古川市シルバー人材センターが、高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)実施要領(平成12年労働省発職第124-2号労働事務次官通知)に定める事業を行う経費に対し、加古川市シルバー人材センター補助金(以下「補助金」という。)を公益社団法人加古川市シルバー人材センターに交付する。その交付については加古川市補助金等交付規則(昭和61年加古川市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の種類等)

第2条 補助金等の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、公益社団法人加古川市シルバー人材センターの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは概算払いすることができる。

### (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### (失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金等の種類	性質	事業費補助		
	目的	高齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実と福祉の増進を図るため。		
補助金等の範囲	対象となる者	公益社団法人加古川市シルバー人材センター		
	対象となる経費	種別	対象経費	
		人件費	第1条に定める事業の管理に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金	
		管理費	第1条に定める事業の管理に必要な次に掲げる経費 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、賃金（諸手当）、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費	
		事業費	<p>高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、賃金（諸手当）、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費</p> <p>介護分野就業機会促進事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、諸謝金（基本給）、諸謝金（諸手当）、諸謝金（トライアル奨励金）</p>	
額補助率又は補助金の額	補助率	補助対象経費の1/2以内		
	補助金の額	予算の範囲内 千円未満の端数は切り捨てる		